

令和5年度次世代自動車普及促進事業補助金交付申請書
提出書類チェックシート

申請者名 _____

	項目	備考
本チェックシート		
交付申請書	<input type="checkbox"/>	・様式第1号その1からその3まで漏れなく記入できていること。
請求書等のコピー	<input type="checkbox"/>	・請求書、注文書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること。 ・一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。 ・車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。 ・下取金額・下取車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)
領収書のコピー	<input type="checkbox"/>	・領収書の宛名が申請者と同一名義であること。 ・振込み等で領収書がない場合は、金融機関発行の振込証明書(振込金受取書等)でも可とする。(入金証明書の類は領収書として扱えません。) ・金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳明細表を添付すること。 ・車両代金の全額分に相当する領収書が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収書を添付すること。 ・所有権留保付ローンで購入した分は、販売会社からローン会社等宛ての領収書でカッコ書きの併記で申請者の氏名が記載されていること。申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は領収書に代えて、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。 ・クレジットカード払いで領収書がない場合は、当補助金申請用に作成すること。
自動車検査証のコピー	<input type="checkbox"/>	・初度登録(新規登録)時のものを提出すること。 ・申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可。
住民票の写し	<input type="checkbox"/>	・直近3か月以内に取得されたもの。 ・本籍およびマイナンバーが記載されていないこと。
納税証明書	<input type="checkbox"/>	・県税事務所で取得できる納税証明書(県税に未納がないことの証明) ※下記の各県税事務所で交付を受けてください。
振込口座が確認できる書類	<input type="checkbox"/>	・振込先口座の通帳のコピー、または振込先口座のキャッシュカードのコピー(金融機関名、口座番号・名義がわかるもの)
太陽光発電システムを自宅に既に導入している、または次世代自動車とあわせて導入することがわかる書類(FCV購入の場合は不要)	<input type="checkbox"/>	・設備工事の着工日もしくは完了日がわかる書類 ・電力供給会社と電力需給契約を締結した書面のコピー ・電力供給会社発行の購入電力の領収書等のコピー ・購入実績お知らせサービスの画面 等のいずれか
V2Hを自宅に既に導入している、または次世代自動車とあわせて導入することがわかる書類	<input type="checkbox"/>	・保証書のコピー 等

※納税証明書は各県税事務所で交付を受けてください。

事務所名	住所	電話番号
西部県税事務所	〒520-0807 大津市松本一丁目 2-1	077-522-9805
西部県税事務所 高島納税課	〒520-1592 高島市新旭町北畑 565	0740-25-8012
南部県税事務所	〒525-8525 草津市草津三丁目 14-75	077-567-5406
中部県税事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7707
中部県税事務所 甲賀納税課	〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6106
東北部県税事務所	〒526-0033 長浜市平方町 1152-2	0749-65-6606
東北部県税事務所 湖東納税課	〒522-0071 彦根市元町 4-1	0749-27-2206